

## 消防立ち入り検査レポート等

### レポート 1

昨日の昼に消防署の立入検査を受けました。(2人来ました)

消防署の立入検査で指摘されたこと・求められたことについて、簡単にご報告します。

実際には、これからあれこれ調べながら対応しますので、「対応編」については、後ほど改めてお伝えします。

#### 《指摘事項》

①誘導灯 誘導灯がまったく機能していないため、基準通りに設置しなさい。(30年放置しておりました)

②消火器 各階に設置した消火器は、いずれも10年を経過しているため、新しいものに取り換えて設置しなさい。

②カーテン 相談室のカーテンが防災製品でないため、撤去するか防災製品を設置しなさい。

なお、〇〇歯科の規模ですと、自動火災報知設備の設置は義務ではないとのこと。

ただ、西条の歯科診療所では設置義務のあるところは少なくないそうですよ。

#### 《求められたこと》

1週間以内に指摘した項目の内容と改修報告書書式を診療所に郵送します。

上記3点について改修の報告書を提出して下さい。消防署からの書類が届いて3週間以内が望ましい。

(改修の意思があるのか否かを確認したいためです)

また、それとは別に(1年毎の)総合点検をして報告書を出して下さい。

まだどんなものか見ていませんが、こちらの作成がなかなか厄介らしいです。

消防署の係官は、「たいがい皆さん、業者に依頼して報告書を出してくれるんですがねえ・・・

4万もかかりませんよ、別の業者にも当たってみて下さい、もっと安く行けるはずですよ」

～以下へ続く～

7月30日に実施された〇〇歯科の消防署立入検査の際に、

立会いの係官から渡された資料がございました。

添付しますので、参考になさってください。

その後、私は4つの業者さんと直接お会いしてお話をうかがい、

それぞれの料金その他をまとめて整理したものを作っています。

こちらもおもなくお送りできると思いますので、届きましたら一度よくご覧になって下さいませ。

今年度中にあと4, 5軒の立入検査が実施される予定です。また、  
医院建物の規模等によっては、もう少し頻度の多いところもあるとか。

個々の医院さんで状況が異なることがあるようですので、その点は  
どうぞご理解をお願いいたします。

また、消防立入検査通知は、当事者のところに行くだけで、会長の  
ところには一切事前通知等がございません。この点もご承知下さいませ。

#### 対応編

一回目は、対応の仕方の基本事項ならびにこの地域の業者に関する情報です。

実は、うちの立入検査の前に、私から消防署予防課の斉藤さんに対して質問をしました。

『新居浜や四国中央市の同業者に聞くところでは、業者に委託しての検査や報告は  
していないし求められていないとのことでした。西条市ではなぜ業者による検査・報告  
を求めるのか、立入検査時にはそのあたりのご説明を十分をお願いいたします』

実際に検査に来られた折にご説明をいただきました。

#### I. 改修報告書（防火管理者作成）

書式見本を参照されて下さい。

報告者は開設者（防火管理者）です。業者ではありません。

改修が完了していなくても予定として出せばよいので気軽に簡単です。

#### II. 点検報告書（業者作成）全9枚の報告の内容

- ① 別記様式第1 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
- ② 別記様式第2 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表
- ③ 別記様式第3 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検者一覧表
- ④ 別記様式第1 消火器具点検票（その1）
- ⑤ 別記様式第1 消火器具点検票（その2）
- ⑥ 消火器具点検管理票
- ⑦ 別記様式第16 誘導灯及び誘導標識点検票（その1）

⑧ 別記様式第 16 誘導灯及び誘導標識点検票（その 2）

⑨ 別記様式第 26 配線点検票

業者による報告は、昨晚も申し上げたとおり、各医院で少しずつ内容が違って来るはずですが、  
以上で消防署の立入検査に関するご連絡は終了いたします。